

継続企業の前提に関する開示・監査

1. 継続企業の前提に関する開示

会社は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合、以下の事項を財務諸表に注記しなければならない。（財務諸表等規則第8条の14）

- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の存在について】

- ・売上高の著しい減少
- ・継続的な営業損失の発生
- ・営業CFのマイナス
- ・債務超過
- ・重要な債務の不履行、履行の困難性
- ・新たな資金調達の困難性
- ・債務免除の要請
- ・取引先からの与信の拒絶
- ・事業の継続に不可欠な重要な資産の毀損や権利の失効
- ・重要な市場や取引先の喪失
- ・巨額の損害賠償の履行
- ・その他法令に基づく事業の制約

等の項目から総合判断

2. 継続企業の前提に関する監査

